参考資料２

リサイクル関連法の概要

■ 資源有効利用促進法・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

■ 容器包装リサイクル法・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

■ 家電リサイクル法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

■ 自動車リサイクル法・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

■ 小型家電リサイクル法・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

■ 食品リサイクル法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

■資源有効利用促進法の概要－①

法に基づいて具体的な責務が課せられた業種・製品の対象事業者は、取組が「判断の基準」に照らして、著しく不十分な場合には、指導・助言、勧告、公表、命令、罰金の行政措置が取られ、規定による命令に違反した者は、「50 万円以下」の罰金に課せられます。また、罰則は、規定による計画書の提出、業務状況の報告をしなかった者等についても、「20 万円以下」の罰金に処すと規定してあります。なお、法人の代表者または法人等の従業員が違反行為をしたときは、行為者が罰せられるほか、その法人等に対して刑が科せられます（法第 42～44 条）。

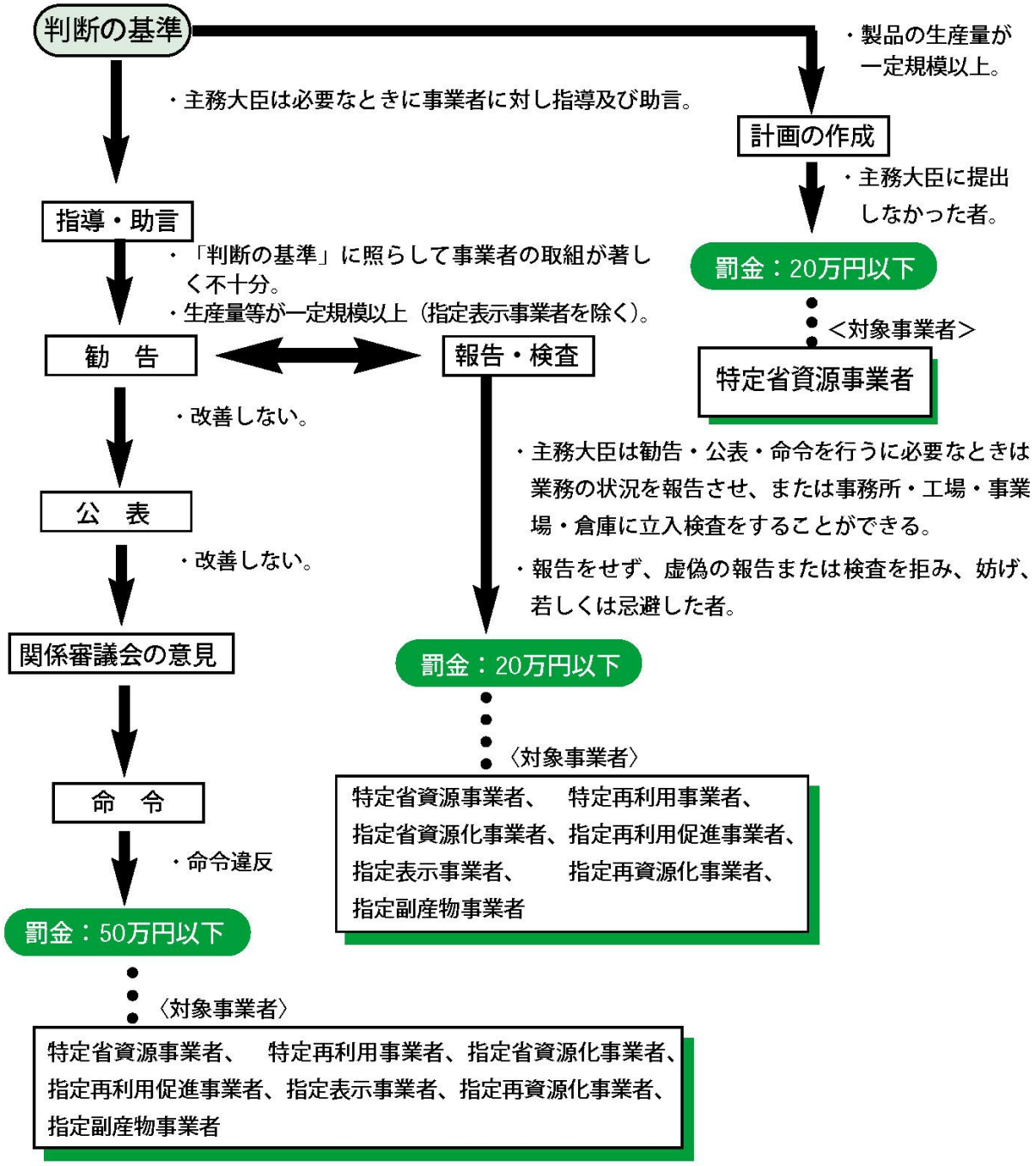

（出典：早わかり資源有効利用促進法（(財)クリーン・ジャパン・センター））

■資源有効利用促進法の概要－②

「再生資源」とは:
使用済みの物品又は工場等で発生する副産物のうち有用なもので原材料として利用できるもの

「再生部品」とは:
使用済みの物品のうち有用なもので部品その他製品の一部として利用できるもの

基本方針

主務大臣（事業所管大臣 等）は、資源の使用の合理化、再生資源・再生部品の利用の総合的推進を図るための方針を策定・公表

事業所管大臣等:
経済産業大臣、国土交通大臣、農林水産大臣
財務大臣、厚生労働大臣、環境大臣

関係者の責務

事業者	消費者	国・地方公共団体
・使用済物品及び副産物の発生抑制のための原材料の使用の合理化 ・再生資源・再生部品の利用 ・使用済みの物品、副産物の再生資源・再生部品としての利用の促進	・製品の長期間使用 ・再生資源を用いた製品の利用・分別回収への協力など再生資源の利用等の促進 ・国・地方公共団体及び事業者の実施する措置への協力 等	・資金の確保等の措置 ・物品調達における再生資源の利用等の促進 ・科学技術の振興 ・国民の理解を深める努力 等

特定省資源業種の政令指定（※1）
→ 副産物の発生抑制・再生資源の利用を促進する措置
主務大臣による事業者の判断基準の策定（指定業種ごと）
発生抑制・再生資源の利用に関する中長期計画の提出
指導・助言
勧告
公表
関係審議会の意見 →
命令

特定再利用業種の政令指定（※2）
→ ・再生資源の原材料としての利用を促進する措置
・再生部品の利用を促進する措置
主務大臣による事業者の判断基準の策定（指定業種ごと）
指導・助言
勧告
（対象:政令で定める一定規模以上の事業者）
公表
関係審議会の意見 →
命令

指定省資源化製品の政令指定（※3）
→ 製品の省資源化、長寿命化を促進する措置
主務大臣による事業者の判断基準の策定（指定製品ごと）
指導・助言
勧告
（対象:政令で定める一定規模以上の事業者）
公表
関係審議会の意見 →
命令

指定再利用促進製品の政令指定（※4）
→ ・原材料としての利用を促進すべき製品に関する措置
・再生部品の利用を促進すべき製品に関する措置
主務大臣による事業者の判断基準の策定（指定製品ごと）
指導・助言
勧告
（対象:政令で定める一定規模以上の事業者）
公表
関係審議会の意見 →
命令

指定表示製品の政令指定（※5）
→ 分別回収のための表示に関する措置
主務大臣による表示の標準の策定（指定製品ごと）
勧告
（政令で定める小規模の事業者を除外）
公表
関係審議会の意見 →
命令

指定再資源化製品の政令指定（※6）
→ 使用済み製品の回収・再資源化を促進する措置
主務大臣による事業者の判断基準の策定（指定製品ごと）
指導・助言
勧告
（対象:政令で定める一定規模以上の事業者）
公表
関係審議会の意見 →
命令

回収・再生資源化の認定
・廃棄物処理法における配慮
・公正取引委員会との調整
要件に不適合となった場合
認定取消

指定副産物の政令指定（※7）
→ 副産物の利用を促進する措置
主務大臣による事業者の判断基準の策定（指定副産物及び指定業種）
指導・助言
勧告
（対象:政令で定める一定規模以上の事業者）
公表
関係審議会の意見 →
命令

具体例
※1…鉄鋼業、紙・パルプ製造業、無機化学・有機化学工業、銅第一次精錬・精製業等
※2…紙製造業、ガラス容器製造業、建設業、複写機製造業等
※3…自動車、家電、金属製大型家具、石油・ガス機器、パソコン、ぱちんこ台等
※4…パソコン、複写機、自動車、ぱちんこ台等
※5…スチール缶、アルミ缶、PETボトル、二次電池、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、塩ビ製建設資材等
※6…パソコン、二次電池
※7…電気業、建設業

（検討対象の事務・権限）
（上記の他に報告徴収、立入検査）

出典：早わかり資源有効利用促進法
（（財）クリーン・ジャパン・センター）

■容器包装リサイクル法のフレーム

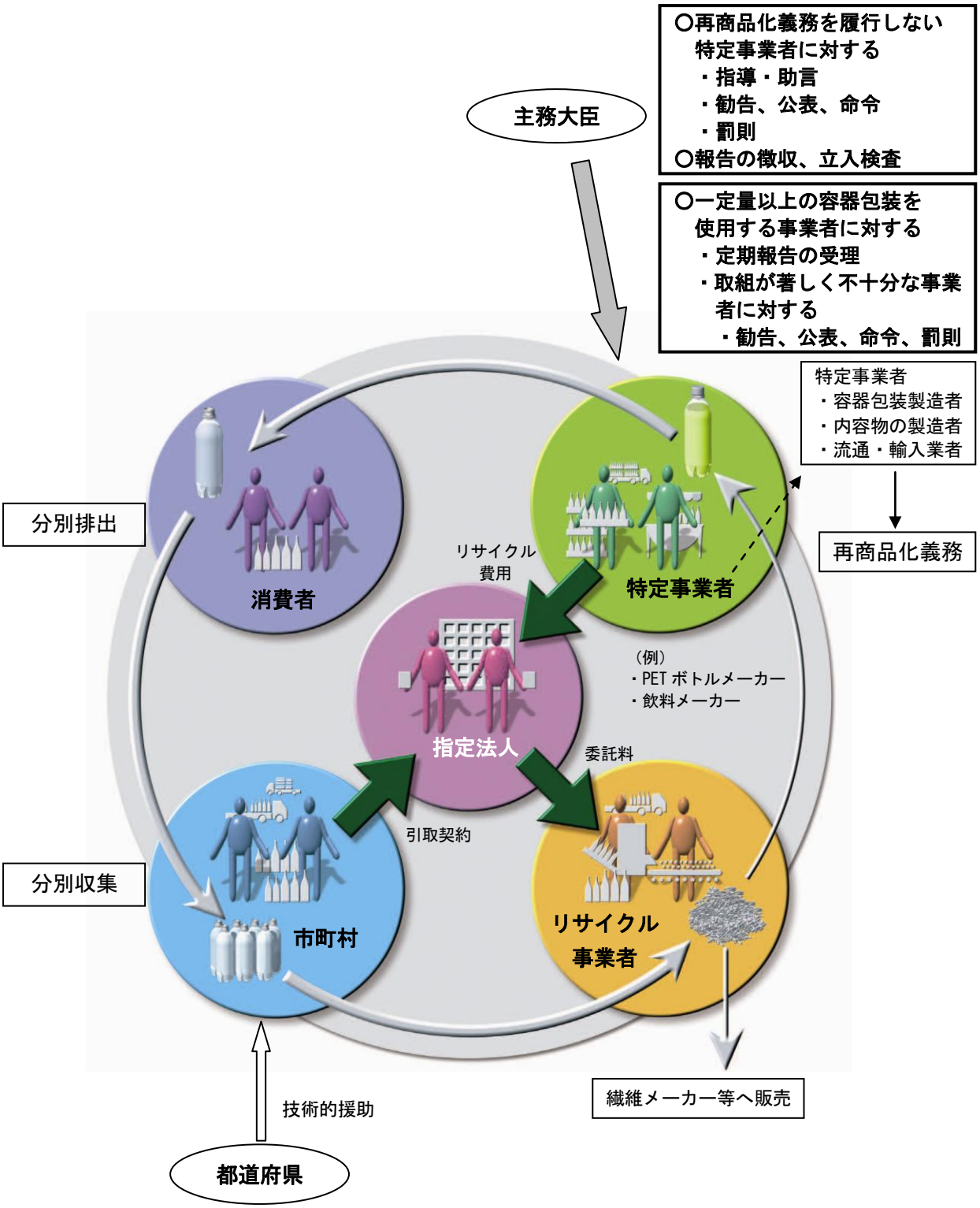

※リサイクルのルートには、上記の指定法人ルートのほか、
・自主回収ルート（牛乳・ビールびんなどのリターナルびん。回収方法を主務大臣が認定）
・独自ルート　　（有価のため再商品化義務対象外であるアルミ・スチール缶など。ルート全体を主務大臣が認定）がある。

家電リサイクル法の仕組み

（平成10年６月公布、平成13年４月完全施行）

対象機器：エアコン、テレビ（ブラウン管テレビ、液晶テレビ(※)・プラズマテレビ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

（※）携帯テレビ、カーテレビ及び浴室テレビ等を除く。

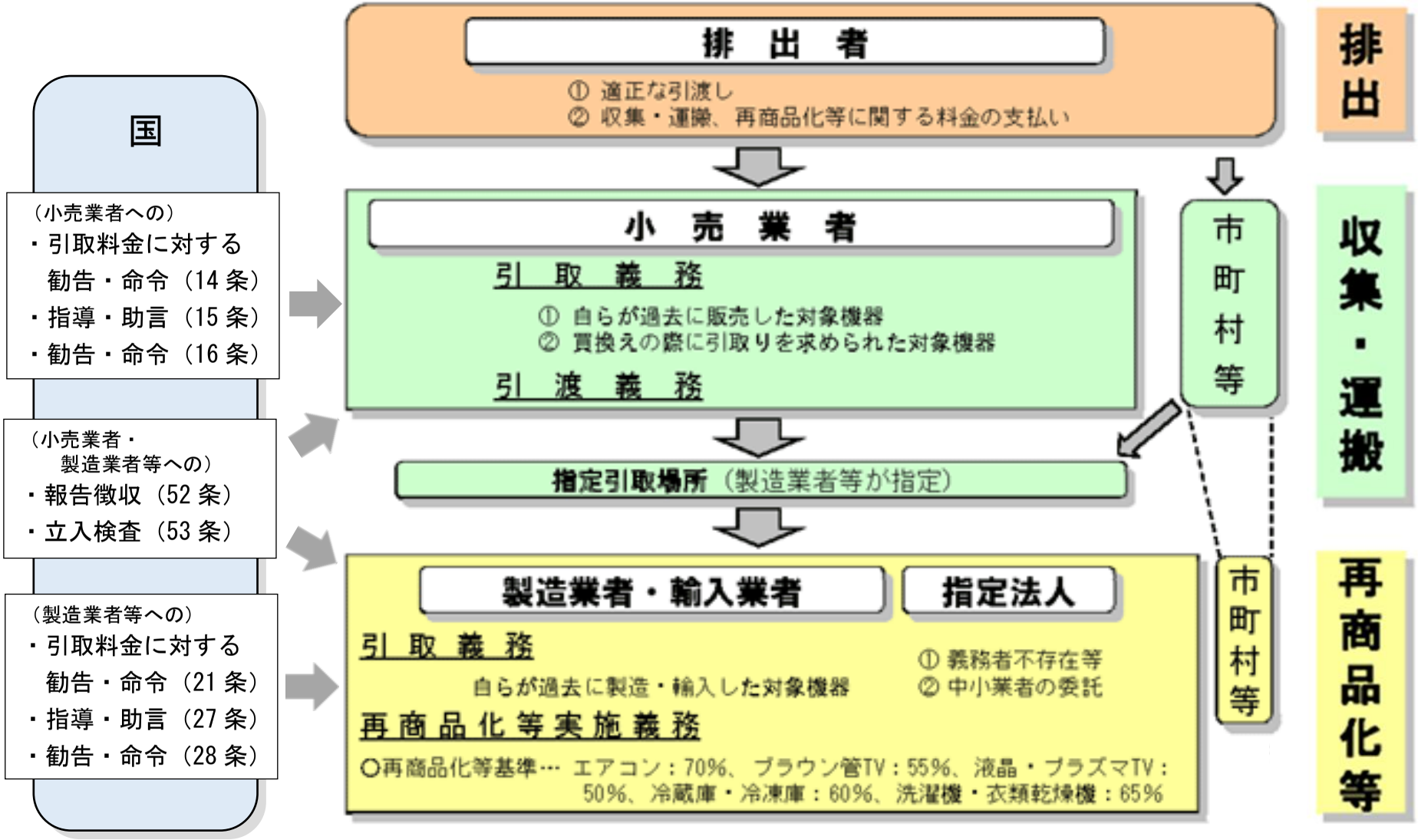

（環境省資料に基づき作成）

■自動車リサイクル法の概要

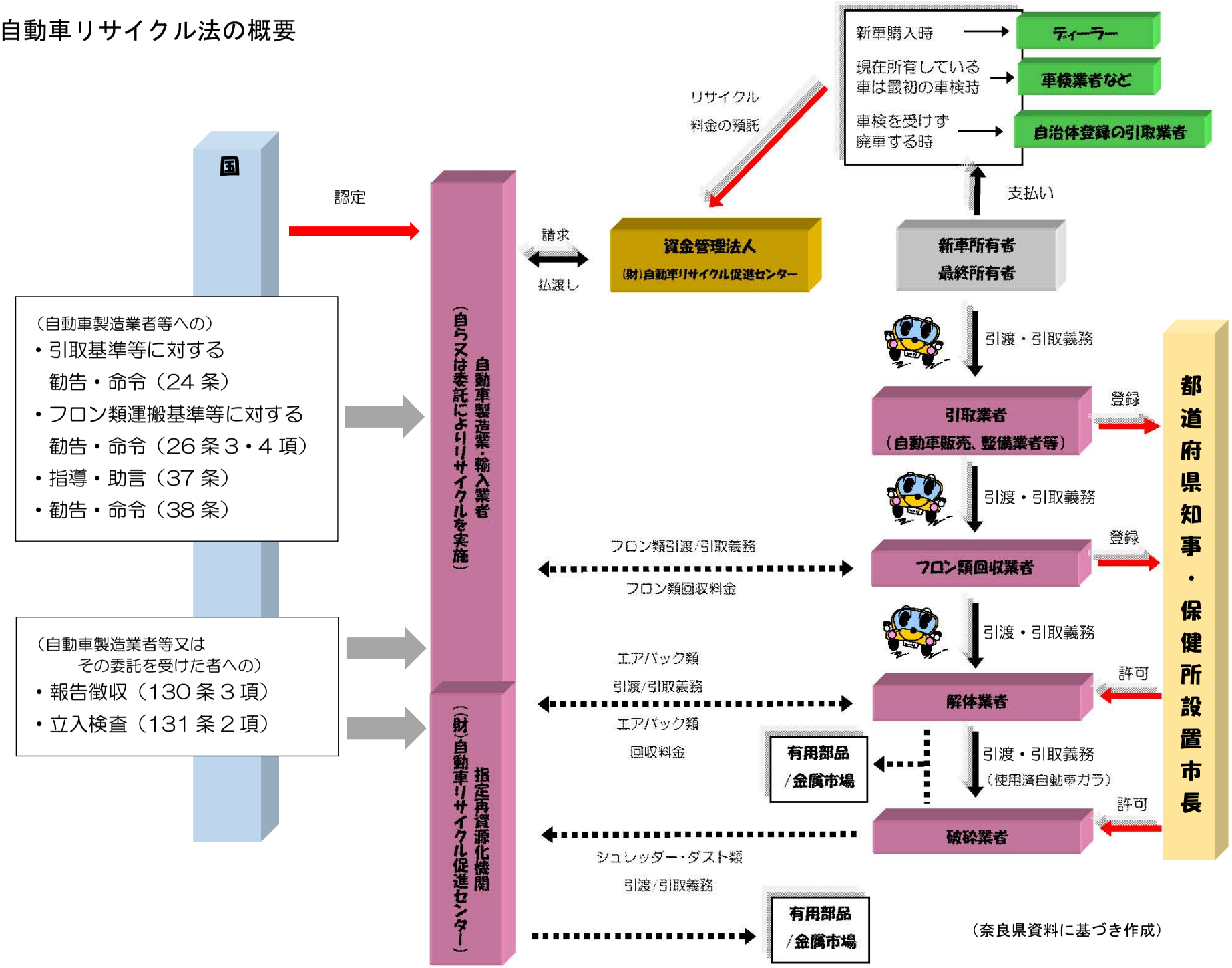

（奈良県資料に基づき作成）

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

【制度概要】
使用済小型電子機器等の再資源化事業を行おうとする者が再資源化事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで、廃棄物処理業の許可を不要とし、使用済小型電子機器等の再資源化を促進する制度。

【対象品目】
一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具のうち、効率的な収集運搬が可能であって、再資源化が特に必要なものを政令指定 （パソコン、携帯電話、デジタルカメラ、電子レンジ、扇風機、ゲーム機、電気ストーブ等の電気機械器具）

【基本方針】
環境大臣及び経済産業大臣が基本方針を策定、公表
（内容）基本的方向、量の目標、促進のための措置、個人情報の保護その他配慮すべき事項　等

製造業者（メーカー）の責務
・設計、部品、原材料の工夫により再資源化費用低減
・再資源化により得られた物の利用

小売業者の責務
・消費者の適正な排出を確保するために協力

国の責務
・必要な資金の確保
・情報収集、研究開発の推進
・教育、広報活動

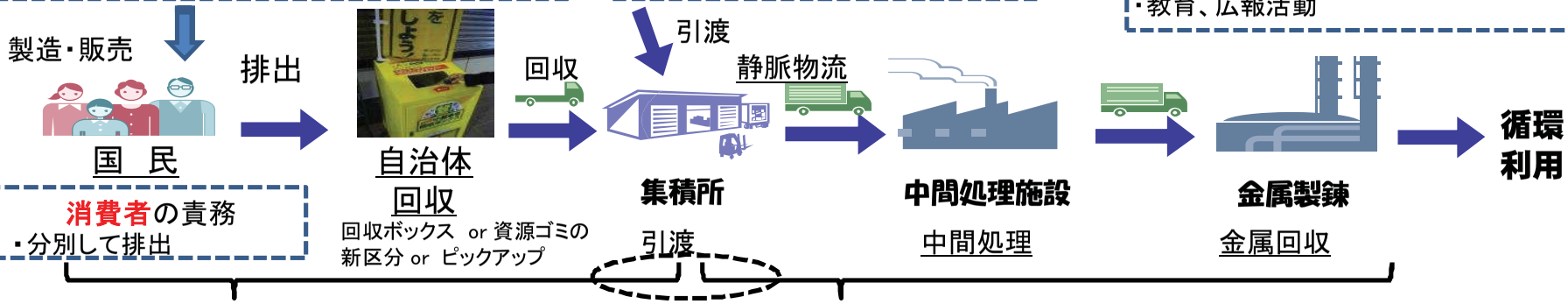

消費者の責務
・分別して排出

市町村の責務
・分別して収集
・認定事業者への引渡し
※各市町村の特性に合わせて回収方法を選択

認定事業者
・再資源化のための事業を行おうとする者は、再資源化事業の実施に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けることが出来る。
・再資源化事業計画の認定を受けた者又はその委託を受けた者が使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を行うときは、市町村長等の廃棄物処理業の許可を不要とする。
・収集を行おうとする区域内の市町村から分別して収集した使用済小型電子機器等の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き引き取らなければならない。

認定申請 →
← 認定、指導・助言等

国
・再資源化事業計画の認定
・再資源化事業計画の認定を受けた者に対する指導・助言、報告徴収、立入検査
・認定の取消し

8月3日成立
8月10日公布
25年4月施行

食品リサイクル法制度の仕組み

＜取組担保措置＞

基本方針の策定（*法第３条*）
→審議会の意見を聴取して策定

・食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標　等
（我が国全体の中期的目標を業種別に策定）

食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の策定（*法第７条*）
→審議会の意見を聴取して策定

・基本方針の目標を達成するために取り組むべき 措置等
（①食品関連事業者ごとの再生利用等の実施率目標、②発生抑制目標）

「食品循環資源の再生利用等」の定義

①食品廃棄物等の発生の抑制

②食品循環資源の再生利用
（*法第2条第5項*）肥料・飼料
（*法施行令第2条*）
炭化燃料・還元剤、油脂・油脂製品、エタノール、メタン

③食品循環資源の熱回収
（*法第2条第6項*）
→省令で基準を策定

④食品廃棄物等の減量
（*法第2条第7項*）
→省令で手法を特定

報告徴収・立入検査（*法第24条*）

指導・助言（*法第８条*）
←判断基準を勘案

勧告・命令等（*法第10条*）
←判断基準に照らして著しく不十分

定期報告（*法第９条*）
→省令で報告事項、様式、対象となるFC事業者の要件を策定

食品関連事業者
（*法第２条第４項*）
食品の製造、卸売、小売、外食
（*法施行令第１条*）
沿海旅客海運業、内陸水運業
結婚式場業、旅館業

うち食品廃棄物等の前年度の発生量100ｔ以上の者
（ＦＣ事業の場合、本部＋加盟者≧100t）
→*法施行令第４条*において発生量の要件を策定

＜取組円滑化措置＞

再生利用事業者の登録制度（*法第11条*）
→省令で登録要件の詳細、必要書類等を策定

登録再生利用事業者
↑ 食品循環資源
食品関連事業者

※登録を受けた事業者に対し、一般廃棄物の収集運搬における卸し地の許可不要など特例を用意

再生利用事業計画の認定制度（*法第19条*）
→省令で認定要件の詳細、必要書類等を策定

食品関連事業者
（収集運搬業者）食品循環資源 ↙
↖ 特定農畜水産物等
再生利用事業者 → 農林漁業者等
特定肥飼料等

※認定を受けた計画の範囲内において、一般廃棄物の収集運搬の許可を不要とするなど特例を用意